

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

（お知らせ）

この度、省内のシステム変更により、令和3年7月2日から当メールマガジンの「配信用メールアドレス」と「お問い合わせ用メールアドレス」を変更いたします。

令和3年7月2日からは、 hqt-jiko-antai@mlit.go.jp のメールアドレスから配信となります。

登録されている皆様におかれましては、これまでどおり配信されますが、ご自身のメール受信設定（迷惑メールや受信拒否リスト等）によっては、今後、受信できなくなる場合があります。

つきましては、引き続き当メールマガジンが受信できますようご準備の程、よろしく願いいたします。

この度は、ご不便をおかけいたしますことお詫びいたします。

=目次=

1. 重大事故等情報＝2件（6月4日～6月10日分）

- (1) 乗合バスの車内事故
- (2) 乗合バスの衝突事故

2. トピック

- (1) 貸切バス事業者を対象とした事業者講習会の全国一斉開催について
- (2) 「不正改造車を排除する運動」の強化月間が始まります
- (3) 令和3年度 東北運輸局自動車事故防止セミナーを開催します【東北運輸局発】
- (4) 事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について
- (5) 新型コロナワクチンの接種に係る留意事項について
- (6) 路線バスにおける飛沫感染リスク評価と対策について（理化学研究所）
- (7) 換気シミュレーションを踏まえたタクシー車内における新型コロナウイルスの感染防止対策について（要請）



※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000454.html

(2)「不正改造車を排除する運動」の強化月間が始まります～車の不正改造は、事故や環境悪化を引き起こす犯罪です～

(配信日：R3.6.4)

国土交通省では『不正改造車を排除する運動』として、関係省庁・団体と連携し、不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動を行っております。その一環として、各地方運輸局等が定める「強化月間」が6月1日から始まり（6月：運輸局、10月：内閣府沖縄総合事務局）、街頭検査の実施など、安全・安心な車社会形成のための徹底した取組みを行います。

1. 不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動

- ・政府広報ラジオ番組への出演。※JFN系全国38局ネットで放送予定。
- ・ポスター及びチラシ等の貼付、配布及びSNS等への掲載等により、積極的に広報を実施。
- ・全国のバス事業者の協力による、バス車両への広報横断幕の掲示。

2. 街頭検査の実施（強化月間中132回を計画）

- ・警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を実施し、違反車両に対して整備命令を発令。
- ※コロナウイルス感染症の状況により中止等の可能性有

3. 不正改造車に関する情報収集等

- ・各運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」を設置し、窓口に通報があった情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を求めるハガキの送付

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000268.html

(3)令和3年度 東北運輸局自動車事故防止セミナーを開催します～プラン2025の浸透と、事業用自動車の飲酒運転撲滅にむけて～【東北運輸局発】

(配信日：R3.6.4)

東北運輸局では、今年3月に事業用自動車総合安全プラン2025が策定されたこと

や、前年の事故発生状況等を踏まえ、「自動車事故防止セミナー」を開催いたします。

今年度は、事業用自動車総合安全プラン2025の内容解説に加え、昨年東北地域で多発した事業用自動車の飲酒運転を撲滅するため、アルコール依存症対策や運転者指導に焦点を置いた内容となっております。

本セミナーを事故防止対策の参考にさせていただくため、是非この機会にご参加くださいますようお願い申し上げます。

日 時：令和3年6月23日（水）13時00分～16時10分（受付：12時15分～）

場 所：仙台国際センター会議棟2階 大会議室「萩」（仙台市青葉区青葉山無番地）

定 員：100名（事前申込みが必要です）

参加費：無料

その他：東北運輸局YouTubeチャンネルでライブ配信予定（事前申込み不要）

※セミナーの申込みやライブ配信等、詳細につきましては、東北運輸局HPをご覧ください。

→ https://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/00001_00024.html

(4) 事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について

（配信日：R3.5.28）

今般、次の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表しましたのでお知らせします。

○ 特別重要調査対象

- ・大型乗合バスの衝突事故（神戸市中央区）

○ 重要調査対象

- ・大型トラックの追突事故（滋賀県蒲生郡竜王町）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000452.html

(5) 新型コロナワクチンの接種に係る留意事項について

（配信日：R3.5.28）

現在、全国の自治体において、新型コロナワクチンの接種が進められていると

ころですが、ワクチン接種に係る各種情報は、厚生労働省のホームページに掲載されております。

事業者や運転者の皆様にご留意いただきたい事項を以下にまとめましたので、接種に当たっての参考としていただくようお願いいたします。

1. ワクチン接種の副反応について正しい知識を持った上で、接種に臨むこと。

・厚生労働省 新型コロナワクチン トップページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

・厚生労働省 新型コロナワクチンQ & A

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

2. 接種後の自動車の運転が制限されるわけではないが、接種後1～2日の間は、発熱等の体調変化に注意するとともに、点呼時にも入念に体調確認を行うこと。

3. 接種後、運転中に体調の異変を感じた場合には、無理に運行を継続するのではなく、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底するとともに、営業所において運行中止等の判断・指示を適切に実施するための体制を確保すること。

4. その他、かかりつけ医や産業医にも相談し、健康管理に留意すること。

(6) 路線バスにおける飛沫感染リスク評価と対策について（理化学研究所）

（配信日：R3.3.5）

理化学研究所は3月4日にホームページ上において、路線バスの換気シミュレーション結果を発表しました。

シミュレーションの結果から、

①路線バスの換気性能は高い（窓を閉めていても約3.5分、窓を5cm開けると約2.5分で換気。エアコンフィルタの能力向上により、窓開けしなくても約2分で換気可能。）

②運転者・乗客のマスクの着用の効果は極めて大きい。

ことが分かりました。

エアコンの防塵フィルタをエアロゾルフィルタに交換することで、真冬や真夏など窓を開けづらい季節でも窓開けと同じような換気ができることとなります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> ）

・ フリーダイヤル 0120-744-960（年中無休・24時間）

（オペレータ受付時間 平日9:30～12:00 13:00～17:30）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

